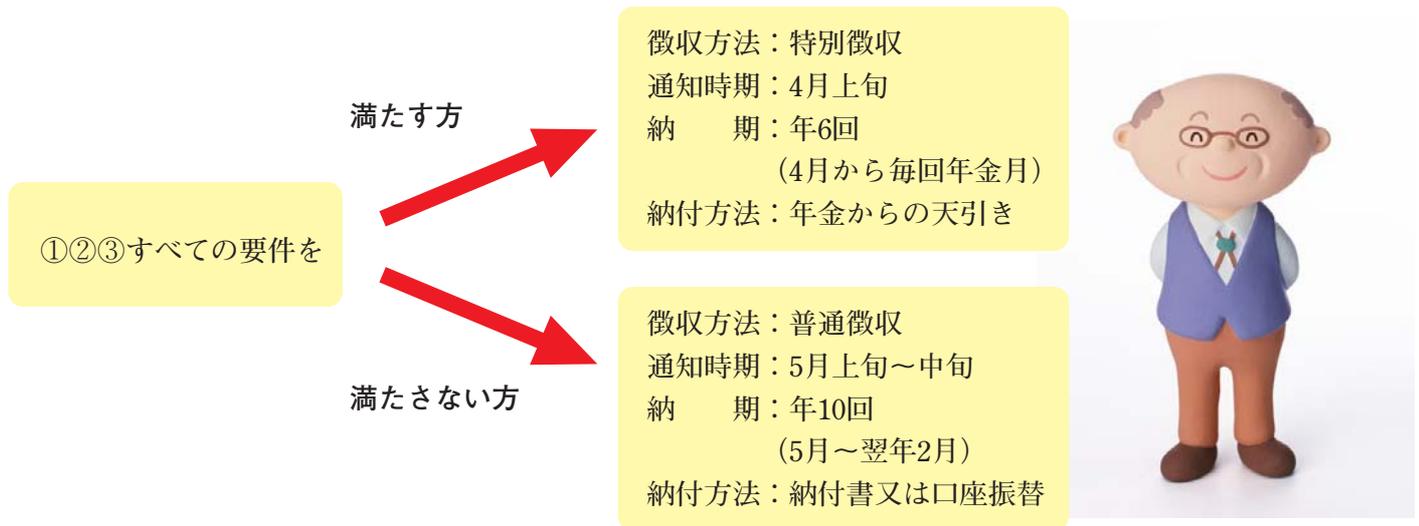


# 4月から「国民健康保険税の特別徴収」が始まります

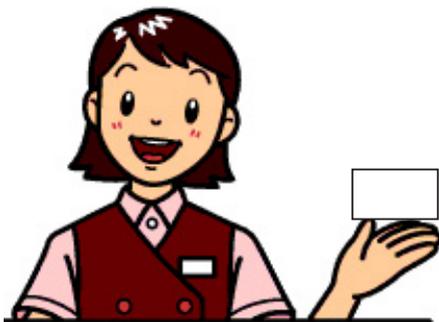
国の医療制度改革により、4月から、一定要件を満たす方は国民健康保険税を年金から天引きする特別徴収が始まります。

- 対象となる方
- ①世帯主が国保被保険者であり、年金額が年額18万円以上の方
  - ②世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯
  - ③介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超えない方



<問い合わせ先> 税務課市民税係 TEL 22-3148

## 阿蘇市国民健康保険被保険者証(保険証)が 個人単位のカードに変わります。



現在お手持ちの保険証は、3月31日が有効期限となっていますので、3月の最終週に更新した新しい保険証を郵送する予定ですが、これまで1世帯に1枚交付していた保険証が、今回の更新（平成20年4月1日）から一人ひとりの「カード」になります。

また、平成20年4月からの医療制度改革に伴い、世帯により有効期限が異なる場合がありますので、詳しくは保険証と同封の添付文書をご覧ください。

更新した保険証の郵送は、国民健康保険税第10期の納期限（平成20年2月29日）までに、すべての国民健康保険税の納付を済まされていることが条件となっていますので、平成20年2月29日までに納付が無い場合、市役所及び各支所の窓口で納付の確認を行った後に、窓口での交付となりますので、領収書をお持ちください。

また、事情により納付が困難な場合、市役所では随時納税相談を行っておりますので、お早めにご相談ください。

<問い合わせ先> 健康福祉課国民健康保険係 TEL 22-3167

## ◇なぜ基本健康健診が変わるの？

現在、高血圧症や高脂血症、糖尿病など生活習慣病が増え続けています。しかもメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）があると、血圧や中性脂肪、血糖などが高くなりやすく、またこれらは軽症でも、合わせ持つことで動脈硬化が進みやすいくことがわかってきました。

そこで、生活習慣病を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの予防・改善の考え方を取り入れた「特定健診・特定保健指導」の実施が医療保険者に義務づけられ、平成20年度からはじまります。

今年度から  
基本健診が  
変わります。

国民健康保険の制度改正の主な内容について2月号でお知らせしましたが、今月号では、平成20年度から実施される「特定健診・特定保健指導」についてお知らせします。

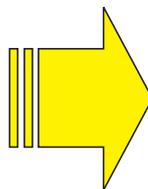
	これまでの健診	平成20年度以降の健診
法律	老人保健法	高齢者医療に関する法律
実施主体	市町村	各医療保険者（国民健康保険・政府管掌保険など）
健診等名	基本健診	特定健診・特定保健指導
健診目的	病気の早期発見・早期治療	生活習慣病・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の発見
対象年齢	18歳以上（高校生を除く）	40歳～74歳（75歳以上は熊本県後期高齢者医療広域連合で対応）
保健指導	病気ごとに実施	健診結果に基づき、生活習慣の改善を促す指導を実施。重症化防止。（予防の観点）

※各種がん健診については、今までどおり実施されます（4月に希望調査票を配布予定）。

## ◇健診の受診率アップが保険税の負担を抑えることにつながります！

特定健診の受診率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率により、後期高齢者医療制度の支援金（国民健康保険財源から後期高齢者医療保険に支払う）の財政負担が10%の範囲で増額あるいは減額される予定です。

**阿蘇市国民健康保険の現在の状況**  
平成19年度  
基本健診国民健康保険加入者受診率 **28.4%**



**阿蘇市国民健康保険の目標**  
平成24年度までに  
①特定健診の受診率 **65%**  
②特定保健指導実施率 **45%**  
③メタボリックシンドローム  
該当者及び予備群の減少率 **10%**

## ◇年に一度は健診を受けましょう

特定健診の対象者につきましては、後日「特定健診のお知らせ」及び「受診券」を送付しますが、他の医療保険に加入している方は、それぞれの医療保険者からの通知等に従って受診していただきますのでご注意ください。また、阿蘇市国民健康保険では、40歳～74歳の方はもとより、若年層からの生活習慣病予防のため、30歳からの健診を計画しています。健診を受けて早めに生活習慣を見直しましょう。

後期高齢者医療加入（現在、老人医療受給者）の方へ・・・

特定健診・特定保健指導の対象とはなりません、4月に配布される健診希望調査票の提出により健診を受けることができます。ただし、高血圧・心臓病・糖尿病等の病気治療中の方は、重ねて健診を受ける必要はありません。